

## 6. 応募資格

### (1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備

実施主体は問いませんが、以下をご確認ください。（本募集において新たに社会福祉法人を設立して応募することはできません。）

#### (1-1) 社会福祉法人及び学校法人

設置・運営法人としての要件はありません。

#### (1-2) 社会福祉法人及び学校法人以外の事業者

次のア～クのすべての条件を満たす必要があります。

ア 直近の会計年度において、応募者が事業を行っている場合は、応募者の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

イ 本事業を経営するために必要な経済的基礎があること。

（平成31年1月1日時点において、本事業の年間事業費の概ね6分の1以上に相当する資金を普通預金等により有していること）

ウ 応募者が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第3項第4号に該当しないこと。

エ 応募者（応募者が法人にあっては、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者とする。）が、社会的信望を有するものであること。

オ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当するか、又は（ウ）に該当すること。

（ア）施設長等の実務を担当する幹部職員が、保育所等において2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者であるか、又は、経営者に社会福祉事業について知識経験を有する者を含むこと。

（イ）社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会（事業の運営に関し、事業所の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。

（ウ）経営者に、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。）及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者が構成員の中に存在する団体に該当していないこと。

キ 本事業を実施するにあたり、安全・安心の確保に疑義が生じていないこと。

ク 法人で応募する場合は、平成31年1月1日時点において法人が設立されていること。

### (2) 認可保育所・認定こども園の分園設置

実施主体は、大阪市内に本体となる認可保育所・認定こども園（以下「中心施設」という。）を設置経営する法人とします。

なお、認可保育所の創設と同時に分園を設置することはできません。

(3) 認可保育所・認定こども園の増築

実施主体は、大阪市内に中心施設を設置経営する法人とします。

(4) 保育所型認定こども園への移行

実施主体は、大阪市内において現在、認可保育所を設置運営しており、当該園を今後も継続して運営する法人とします。

(5) 幼稚園型認定こども園への移行

実施主体は、大阪市内において現在、幼稚園を設置運営しており、当該園を今後も継続して運営する法人とします。

(6) 幼保連携型認定こども園への移行

実施主体は、大阪市内において現在、認可保育所、幼稚園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園を設置運営しており、当該園を今後も継続して運営する学校法人または社会福祉法人とします。

## 7. 設置・運営の条件

(1) 小規模保育事業所（創設）、家庭的保育事業所整備

※詳細は「地域型保育事業所 開設・運営の手引き」を参照してください。

ア 設置にかかる条件

(ア) 「大阪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第101号）」、「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）」及びその他の関係法令に適合した事業所であること。

(イ) 現在認可を受けていない施設・事業所から給食搬入を受ける事業計画で応募することはできない。

(ウ) 設置する事業所については、以下の要件を満たしていること。

① 原則として土地・建物の登記等が適切に行われているとともに、安定的な運営が可能であること。

② 建築確認済証及び検査済証の交付を受けており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。

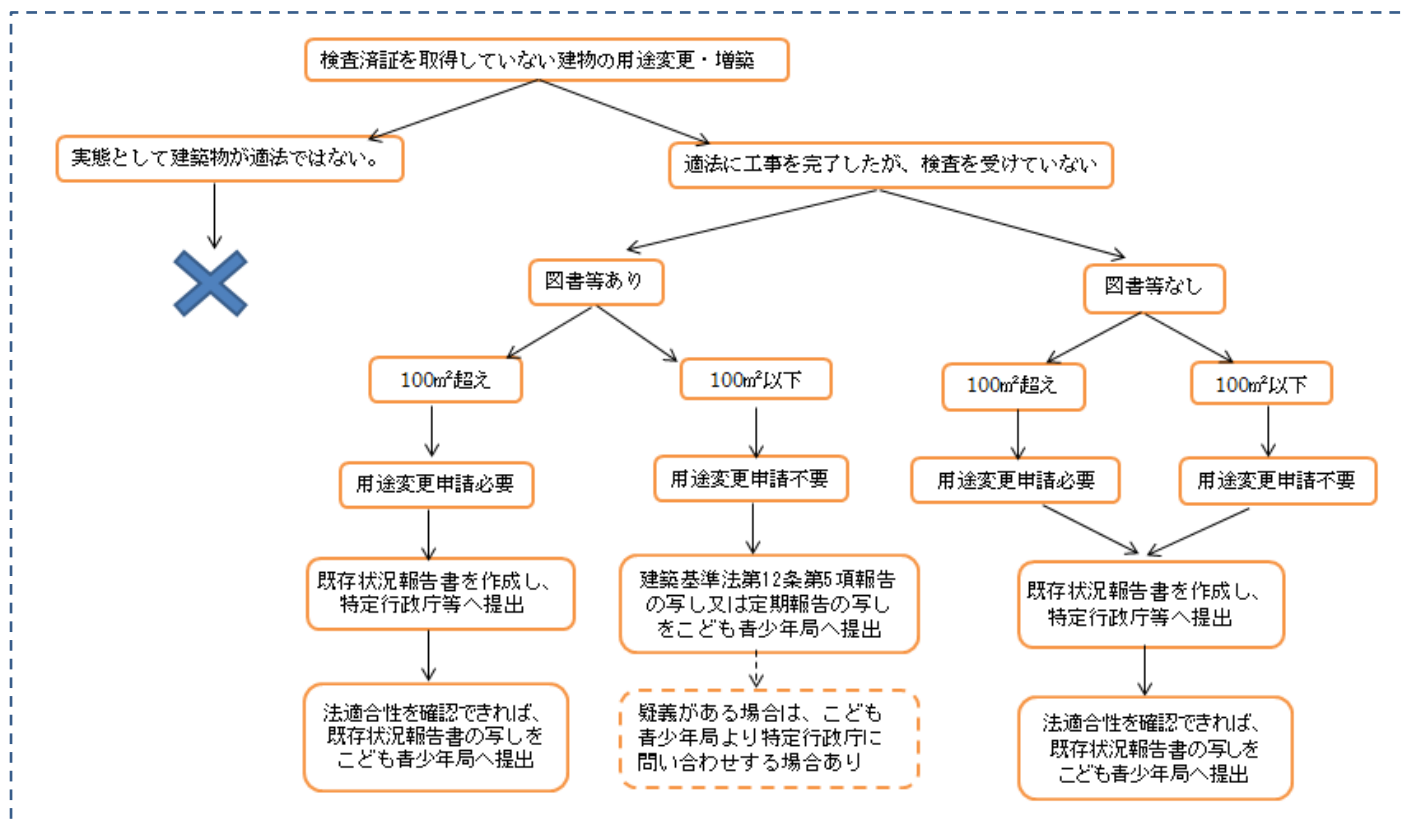
検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する際は、次のア～ウのいずれかを提出するとともに、かつ下記③に準じ、現行の耐震基準を満たしている旨の報告書等が必要になります。ただし、ウについてはこども青少年局から特定行政庁等に問い合わせし、場合によっては事業者選定の対象から除外となることがあります。

ア 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

イ 用途変更申請が必要な場合は、特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写しを提出すること。なお、用途変更申請が不要であるが図書等がな

い場合も同様の取扱いとします。

ウ 用途変更申請が不要な場合は、建築基準法第12条第1項に基づく定期報告にかかる書類の写しまたは建築基準法第12条第5項に基づく報告の写しを提出すること。



③ 現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施し、耐震上問題のないもの、又は、選定後に改修を実施すること。（耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要です）

**※ 応募する物件について、関係法令・通知などを遵守できることを予め確認する必要があります。**

イ 開所日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日

ウ 開所時間

乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を踏まえ、1日11時間以上とし、8:30から16:30を含むこと。

エ 受入対象

保育認定を受けたこどものうち生後6か月以上満3歳となる年度の末日までの者

オ 保育内容

入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に従い、その他関係法令に基づいて保育を実施すること。

## カ 連携施設との連携について

事業者は、次の（ア）から（ウ）に該当する連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を確保する必要があります。

- （ア）利用乳幼児に対する集団保育体験の機会の設定、保育の適切な提供に必要な事業者等に対する相談、助言その他の保育内容に関する支援を行うこと。
- （イ）必要に応じて代替保育を提供すること。
- （ウ）地域型保育事業所を利用する乳幼児が3歳に達した後、引き続いて受け入れを行うこと。

- ※ 「連携施設に関する経過措置（厚生労働省令第61号附則3条）の期間については、連携施設を確保しないことができる特例を延長することとし、所要の措置を講ずる。」という閣議決定（平成30年12月25日付け）を受け、本募集において選定された事業所から申し出があった場合、当初の経過措置の期間（2019年度末まで）を経過後も、延長される経過措置の期間の間、連携施設の設置の猶予を受けることができるよう措置を講じる見込みです。

ただし、現時点において国の講じる「所要の措置」の具体的な内容が示されていないため、状況によっては下線の内容が変更となる可能性があり、選定結果にかかわらず連携施設の確保ができない場合は、本市が認可できない可能性があります。

## （2）認可保育所の分園設置

※詳細は「認可保育所の開設・運営について」を参照してください。

### ア 設置場所・中心施設との関係

- ① 原則として中心施設と同一区内において、募集地域内に設置すること。
- ② 中心施設の所長のもとに、中心施設と一体的に施設運営が行われること。
- ③ 中心施設との距離は、通常交通手段により30分以内の距離を目安とする。  
ただし、中心施設と同一敷地内に分園を設置することはできない。
- ④ 分園に調理室を設置せずに中心施設で調理した給食を提供する場合、分園の設置場所は、中心施設での調理後、分園入所児童に提供するまでの時間を30分以内とすることができる範囲内とすること。
- ⑤ 分園の入所児童が、対象年齢終了後、引き続き中心施設において保育を受けられるようにすること。

### イ その他設置にかかる条件

- （ア）「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪市条例第49号）」「保育所分園の設置運営について（平成10年4月9日児発第302号）」「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）」及びその他の関係法令に適合した施設であること。
- （イ）分園の土地及び建物については、原則として設置主体の自己所有であること  
ただし、次の条件を満たす場合は、賃貸物件でも設置することができます。
  - ① 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間（10年以上を目安とする。）について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心保育所において保育を行うことができるなど適切な対応が取られている場合はこの限りではない。

- ② 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること

(ウ) 建物については、(イ)のほか次の要件を満たすこと。

- ① 建築確認済証及び検査済証の交付が確認されており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）を行うことができること。（検査済証紛失等の場合、台帳記載事項証明書の提出可）

※詳細は41・42ページをご参照ください。

- ② 現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施すること。なお、耐震基準を満たしていない場合は、認可を受けるまでに改修し、耐震基準を確保することを条件に応募可とする。（耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要です）

#### ウ 開所日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日。

#### エ 開所時間

保育標準時間の認定を受けた児童が入所できるように1日11時間以上とし、8:30から16:30を含むこと。

ただし、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保したうえで、分園の入所児童が対象年齢終了後に引き続き中心施設において保育を受けることに支障がない限り、中心施設と分園の開所時間に差を設けることは可能である

#### オ 受入年齢

原則、生後6か月から小学校就学前まで。

#### カ 保育内容

- ① 入所児童の健全な育成に最適な保育環境を確保するとともに、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に従い、その他の関係法令に基づいて保育を実施すること。
- ② 区保健福祉センターの要請に応じて、障がい児保育事業を実施すること。

#### キ 研修の実施

- ① 業務に従事する職員の資質向上を図るため、保育等に関する必要な研修を行うこと。
- ② 本市が実施する民間保育所職員を対象とする研修に参加すること。

#### ク 給食

- ① 主食、副食ともに提供すること（完全給食）。また、自園調理し提供すること。
- ② 離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食など、個々に配慮した「食」の提供を行うこと。

## ケ 保護者費用徴収

- ① 通常、保育に必要となる諸経費については、委託費によって賄われるので、特別保育（延長保育・一時保育・休日保育等）にかかる利用料、委託費に含まれない必要経費を除き、保護者から費用を徴収することはできません。  
※委託費に含まれない必要経費とは、3歳以上児の主食代、児童に帰属するもの（制服・個人で使用する保育用品）等であり、徴収する際には、重要事項説明書により保護者に対し使途を明確に示し、承諾を得る必要があります。
- ② 入所（予定）児童の保護者に対して、協力金等の名目による金品の徴収、寄付金の強要等はしないこと。

## （3）認定こども園の移行創設、分園設置

※詳細は「認定こども園の開設・運営について」を参照してください。

### ア 設置場所・中心施設との関係

- ① 原則として中心施設と同一区内において、募集地域内に設置すること。
- ② 中心施設の所長のもとに、中心施設と一体的に施設運営が行われること。
- ③ 中心施設との距離は、通常の交通手段により30分以内の距離を目安とする。  
ただし、中心施設と同一の敷地内に分園を設置することはできない。
- ④ 分園に調理室を設置せずに中心施設で調理した給食を提供する場合、分園の設置場所は、中心施設での調理後、分園入所児童に提供するまでの時間を30分以内とすることができる範囲内とすること。
- ⑤ 分園の入所児童が、対象年齢終了後、引き続き中心施設において保育を受けることができるようにすること。

### イ その他設置にかかる条件

（ア）「大阪市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第100号）」「大阪市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成28年大阪市条例第86号）」「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて（平成28年8月8日雇児発第0808第1号）」「大阪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年大阪市条例第99号）」及びその他の関係法令に適合した施設であること。

（イ）土地及び建物については、原則として設置主体の自己所有であること

ただし、次の条件を満たす場合は、賃貸物件でも設置することができます。

- ① 継続的かつ安定的に事業が実施できる程度の期間（10年以上を目安とする。）について、地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。  
ただし、事業実施に合わせ、登記を行うことができない特別の事情がある場合において、分園における事業運営が困難となった場合に中心施設において保育を行うことができるなど適切な対応が採られている場合はこの限りではない。
- ② 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されており、収支予算書に適正に計上されていること

(ウ) 建物については、(イ)のほか次の要件を満たすこと。

① 建築確認済証及び検査済証の交付が確認されており、建築基準法及び関係法令・通知などに則った手続き（用途変更等）が行うことができること。※詳細は41・42ページをご参照ください。

② 現行法上の耐震基準を満たし、耐震上問題がないこと。

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物の場合、耐震調査を実施し、耐震上問題のないもの、又は、耐震基準を満たしていない場合は、選定後に改修を実施すること。（耐震診断結果等耐震性が証明できるものの提出が必要です）

#### ウ 開園日

日曜日、国民の休日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く毎日。

#### エ 開園時間

保育標準時間の認定を受けた児童が利用できるように1日11時間以上とし、分園の設置を行う場合については、基本的に中心施設に準じること。

ただし、児童の処遇や保護者との連絡体制等を十分確保したうえで、分園の利用児童が対象年齢終了後に引き続き中心施設において保育を受けることに支障がない限り、中心施設と分園の開園時間に差を設けることは可能である

#### オ 受入年齢

原則、生後6か月から小学校就学前まで。

#### カ 利用料

利用契約は園の運営法人が利用者と直接行い、大阪市の基準に基づく利用者負担額を利用者から直接徴収すること。

#### キ 子育て支援事業

地域のニーズに応じて、以下から1つ以上の事業を実施する必要があります。いずれも園児だけでなく、地域の子育て家庭が対象です。ただし、大阪市からの委託及び補助事業については対象外となります。

- ① 親子の集いの場の提供等による情報提供・相談支援事業
- ② 地域の家庭に対する情報提供・相談支援事業
- ③ 一時預かり事業
- ④ 保護者と地域の子育て支援団体等との連絡・調整事業
- ⑤ 地域の子育て支援者に対する情報提供・助言事業

## 8. 整備にかかる補助金

施設整備に必要な補助金は、応募頂いた案件が国の保育所等整備交付金及び保育対策総合支援事業費補助金のうち、いずれかの対象事業となった際に本市負担分を加算したうえで本市から事業者へ交付します。なお、上記制度の一部については現時点で案であり変更される可能性があるため、以下にお示しする補助金額は保障されたものではありません。

### (1) 小規模保育事業所AまたはB型の創設、認可保育所・認定こども園の分園設置（保育対策総合支援事業費補助金の例）

既存物件を改修して、小規模保育事業所又は認可保育所・認定こども園の分園の設置をするにあたり要する費用の一部を補助します。

ただし、現存し、かつ、基準を満たしている設備の交換、機能向上及び美装化等については対象としません。

#### ア 補助対象者

既存建物を改修して小規模保育事業所又は認可保育所・認定こども園の分園（保育を実施する部分に限る。）の設置をする場合に資金を必要とする事業者

#### イ 補助対象経費

小規模保育事業所又は認可保育所・認定こども園の分園の整備に必要な工事請負費、実施設計費及び設計監督料（工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）

#### ウ 補助基準額

10,000千円（上限）

#### エ 補助率

補助金の額は、ウの補助基準額と補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

#### オ その他

- ・ 事業者は大阪市入札参加資格業者より入札で決定していただきます。
- ・ 公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行っていただく必要があります。
- ・ 入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すこともあります。
- ・ 工事請負契約は、補助金の交付決定後になります。
- ・ 小規模保育事業所又は認可保育所・認定こども園の分園を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。
- ・ 2020年4月1日までに開設できなかった場合、補助金が交付されませんので、それを考慮のうえ整備計画を策定してください。

### (2) 認可保育所又は認定こども園の増築（保育所等整備交付金の例）

認可保育所（保育所型認定こども園については保育を実施する部分に限る。）又は幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分を増築する場合に要する費用の一部を補



助します。

ア 補助対象者

認可保育所（保育所型認定こども園については保育を実施する部分に限る。）又は幼保連携型認定こども園の保育を実施する部分を増築するにあたり資金を必要とする法人。

イ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。）及び実施設計費

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・土地の買収又は整地に関する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他施設整備費として相当と認められない費用

※ 認可保育所等以外の目的で使用する場所と併せて整備する場合は、面積等により按分します。

ウ 補助基準額

10,000千円（上限）

エ 補助率

補助金の額は、ウの補助基準額と補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額（千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とします。

オ その他

- ・工事業者は大阪市入札参加資格業者より入札で決定していただきます。
- ・公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行っていただく必要があります。
- ・入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すこともあります。
- ・工事請負契約は、補助金の交付決定後になります。
- ・認可保育所・幼保連携型認定こども園を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。

(3) 保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園への移行創設（保育所等整備交付金の例）

保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園に移行創設する場合に要する費用の一部を補助します。（ただし、保育を実施する部分にかかる費用）

ア 補助対象者

保育所型認定こども園又は幼保連携型認定こども園に移行創設するにあたり資金を必要とする法人。

イ 補助対象経費

施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施行のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、そ

の額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とします。)及び実施設計費

なお、次に掲げる費用については対象外とします。

- ・土地の買収又は整地に関する費用
- ・職員の宿舎に要する費用
- ・その他施設整備費として適当と認められない費用

ウ 補助基準額

10,000千円(上限)

エ 補助率

補助金の額は、ウの補助基準額と補助対象経費と総事業費から収入を差し引いた額を比較して少ない方の額を補助基本額とし、補助基本額に4分の3を乗じて得た額(千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額)とします。

オ その他

- ・工事業者は大阪市入札参加資格業者より入札で決定していただきます。
- ・公告等も含め、入札の執行については、事業者自身で行っていただく必要があります。
- ・入札等において不正等が発覚した場合は、補助金の返還や事業実施者としての選定を取り消すこともあります。
- ・工事請負契約は、補助金の交付決定後になります。
- ・認定こども園を廃止した場合、運営した期間に応じて補助金の返還が生じることがあります。

(4) 保育所分園の賃借料加算補助制度について

待機児童・利用保留児童の多い0～2歳児の入所枠について、特に需要の高い都心部での効果的な整備を進めるため、既存保育所が新たに分園を開設後、当該分園に対し定価格の建物賃借料加算相当(または差額分)を10年程度助成します。

## 9. 欠格事項

大阪市契約関係暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる次のいずれかに該当する事業者は、選定を受けることができません。

- (1) 応募者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき
- (2) 応募者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき
- (3) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき
- (4) 応募者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (5) 応募者又はその役員等が、下請契約、資材、原材料の購入契約又はそのほかの契約に当たり、その契約相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、上記(1)から(4)に該当する者であることを知りながら、当該契約を締結したと認められるとき

また、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号)第3条第5項第4号1～4及び第17条第2項各号の規定に該当する場合は、認定こども園に移行することはできません。

## 10. 失格事項

次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者選定の対象から除外します。

- (1) 選定審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は著しく逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

## 11. 応募手続き

### (1) 募集要項の配布

#### ① 配布期間

**平成31年1月15日(火)から平成31年3月8日(金)まで**

午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く)

#### ② 配布場所

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課

大阪市北区中之島1丁目3番20号 2階北東側

※募集要項及び様式は大阪市こども青少年局ホームページよりダウンロードできます。

○募集要項 <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000455436.html>

○様式 <http://www.city.osaka.lg.jp/kodomo/page/0000455274.html>

### (2) 応募相談について

次の期間中、募集に関する応募相談を受け付けます。

【応募相談の申し込みについて(予約制)】

応募相談につきましては、前日までに必ず電話にて予約を行い、ご相談内容、人数、日時などをお伝えください。なお、応募予定事業者の担当者はこちらからお伺いすることもありますので、コンサルタントの方のみでの来庁はご遠慮ください。

申し込みの状況により、希望の日時に対応ができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【応募相談期間】

**平成31年1月15日(火)から平成31年3月15日(金)まで**

①10時 ②11時 ③14時 ④15時 ⑤16時 の5区分で各1時間程度

(ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く)

【相談できる内容】

- ・事業所設置予定地の場所の確認
- ・条例等の基準を満たす施設であるか否かの確認
- ・保育制度の内容説明

- ・応募可能な事業者であるか否かの確認
- ・提出書類に関すること

【ご相談問い合わせ先・事前相談場所】

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側  
 大阪市役所 こども青少年局保育施策部 保育企画課  
 電話 06-6208-8041・8109

(3) 応募にかかる事前登録

ア 事前登録

応募する場合は所定の用紙（申込用紙）に必要事項を記載し、添付書類を添えて事前登録を行ってください。なお、事前登録とあわせて応募書類をご提出いただけます。

イ 事前登録受付期間

平成31年1月15日（火）から平成31年3月8日（金）まで

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

事前登録の書類は原則持参としますが、送付による場合は書留に限ることとし、事前登録期間最終日午後5時30分までに必着とします。

ウ 受付場所

大阪市北区中之島1-3-20 2階北東側  
 大阪市役所 こども青少年局保育施策部 保育企画課

エ 事前登録書類（1部）

① 事前登録申込書 様式第1号

② 応募事業者確認書類

※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要

(ア) 応募事業者が法人の場合

- ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・ 印鑑登録証明書

(イ) 応募事業者が個人の場合

- ・ 住民票の写し（原本が必要）
- ・ 印鑑登録証明書

③ 誓約書（様式第2号）

④ 応募物件の登記事項証明書（全部事項証明書）

（土地に建設する場合は土地分、賃貸物件を改修する場合は建物分が必要）

※いずれも原本かつ発行後3か月以内のものが必要

⑤ 事前登録チェック表（様式第3号）

※応募する施設種別及び整備方法により提出様式が異なりますので、ご注意ください。

(ア) 認可保育所、認定こども園の創設については、「様式第3号 その1 保育施設等創設」を添付してください。

(イ) 認可保育所、認定こども園の増築及び分園設置については、「様式第3

号 その2 保育施設等増築・分園設置」を添付してください。

(ウ) 地域型保育事業所（家庭的保育事業を含む）の創設については、「様式第3号 その3 地域型保育事業所創設」を添付してください。

⑥ 整備工事スケジュール表（様式については任意）

工事入札、工事契約、工事着工、事業開始時期等が記載されたもの。

⑦ 検査済証の写し

- ・ 建築基準法第7条第5項の規定による検査済証
- ・ 建築基準法第7条の2第5項の規定による検査済証
- ・ （検査済証を紛失している場合）台帳記載事項証明書

・ （検査済証の交付を受けていない既存建物を活用する場合）以下のいずれかの書類

ア 国土交通省の示す「検査済証のない建築物に係る指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

イ （用途変更申請が必要な場合または凶書がない場合）特定行政庁等と協議を済ませた既存状況報告等の写し

ウ （用途変更申請が不要な場合）建築基準法第12条第1項に基づく定期報告の写しまたは建築基準法第12条第5項に基づく報告の写し

⑧ 耐震性を確認できる書類の写し

昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物に事業所を設置する場合、耐震基準を満たしていることが証明できる書類、又は耐震補強済であることが証明できる書類

※\_\_線の証明書等は全て原本かつ発行後3か月以内のものを添付してください。

※複数申込みの場合、案件ごとに提出が必要ですが、①と②は共通で可とします。

※⑦のウについては、こども青少年局から特定行政庁等に問い合わせし、場合によっては事業者選定の対象から除外となることがあります。

(4) 応募書類の受付期間

**平成31年1月15日（火）から平成31年3月15日（金）まで**

（ただし、土曜日・日曜日・祝日等市役所閉庁日は除く）

午前9時から正午まで、及び午後1時30分から午後5時30分まで

※ 応募書類の提出は持参とします。送付等による受け付けは行いませんので、ご注意ください。なお、書類の提出時に提出書類が揃っているか確認を行います。確認に時間を要する場合がありますので、必ず事前に連絡をお願いします。また、提出書類に不足等がある場合は、受付できません。

※ 募集期間中の書類差替えは可能としますが、応募書類の受付期間終了後につきましては、原則、書類差替え等はいけません。

※ 応募期間終了間際の相談及び応募受付は、混雑が予想されますので、あらかじめ時間に余裕をもってお越しください。

## (5) 応募書類提出にかかる留意事項

応募書類は、正本1部及び副本（写し）6部の計7部とします。

提出書類一覧表（チェック表）等を参照のうえ、必要書類を提出してください。

応募書類については「提出書類一覧表（チェック表）」の項目番号ごとにインデックスを付け、1ページから最終ページまでの通し番号でページ番号を付与したうえで、1部ずつA4ファイルに穴をあけて綴じてください。クリアブックリフィル（ポケット）等での提出は不可とします。

応募書類の表紙及び背表紙には、正本・副本の表記、事業者名、募集番号、行政区を明記するようにしてください。

応募書類の詳細については、提出書類一覧表（チェック表）にて確認し、提出前にチェックを行ってください。なお、提出書類一覧表（チェック表）は、提出時のチェック作業にも使用しますので、他の書類と併せて提出してください。

- ・ 提出した申請書類の内容変更及び追加書類の提出は、受付期間終了後は認めません。ただし、本市から資料追加要求があった場合はこの限りではありません。
- ・ 応募書類は、様式の定めがある場合を除き、原則として、日本語、A4縦型（図面も含めて）、横書きで作成すること。両面印刷での提出も可能です。
- ・ ○ パイプ式ファイル、フラットファイル（背表紙伸縮式含）に綴じて提出してください。  
× クリアブック、Z式ファイル、リングファイルは使用しないでください。
- ・ 応募書類は返却しません。
- ・ 応募提案については、選定終了後など必要に応じ、その内容を公表する場合があります。ただし、応募者の正当な利益を害するものについては、非公開とします。
- ・ 提出書類の中に、保護者や児童の氏名など応募に直接関係のない個人情報が含まれる場合は、黒塗りするなど個人情報の取り扱いに留意してください。

## 12. 設置・運営予定者の選定

### (1) 設置・運営予定者の選定について

ア 設置・運営予定者の審査は、外部有識者で構成する審査会により行います。

イ 応募事業者については、応募書類及びヒアリングによって総合的に審査を行います。

ウ 審査は、審査基準に基づき行います。

エ 設置・運営予定者は審査会の審査結果を踏まえ、大阪市が決定します。

### (2) 審査会及び審査方法について

ア ヒアリングについて

審査会は募集地域ごとに行います。

審査会におけるヒアリングは、応募事業者の代表者（又は、事業責任者）及び事業所の施設長（管理者）予定者の出席が必要で、4人まで出席可能です。

ただし、出席できるのは、経営者、従業員及び採用予定者に限ります。

イ 審査会の日程について

平成31年4月上旬以降に実施します。応募申請後、日程が確定次第、応募法人代表者宛てに通知します。なお、ヒアリングに出席できない場合は、審査対象から除外としますので、あらかじめご了承ください。

#### ウ 審査の対象について

審査会においては、「事業者の概要」、「事業計画」、「整備計画」について評価を行い、各項目において50%以上を獲得し、かつ、全体で60%以上を獲得した事業者を予定者の選考の対象とします。

#### エ 選定について

- ① 補助金による整備事業は、適格性を有し、かつ補助金整備を希望した上位事業者から順に選定します。
- ② 自主財源による整備事業は、順位を問わず適格性を有している事業者を選定します。
- ③ 併用選択制で応募し、適格性を有すると判断されたが、選定審査において2位以下（1か所募集）や3位以下（2か所募集）の場合には、原則として補助金による整備ではなく自主財源による整備として選定されることとなります。
- ④ 補助金による整備を行う応募については、各募集地域においてA地域7点、B地域4点の地域加点を設けます。
- ⑤ 補助金による整備を行う応募については、待機児童解消に向けより多くの定員での整備を行う為、19名定員を基本とし、応募定員に応じ、次の区分により減点します。

応募定員	19人	18人	17人	16人	14~15人	12~13人	6~11人
減点	—	1点	2点	3点	4点	5点	7点

- ⑥ 審査会の結果を受け、順位付けを行い、募集数に応じて上位の事業者から設置・運営予定者として選定します。④・⑤については同一募集番号における順位付けに反映されることとなります。

### (3) 主な審査項目

	審査内容（概要）	配点
事業者の概要	①運営理念について ②事業者の役員構成又は、法人事業部等の組織体制について ③代表者・事業責任者について ④良好な運営確保についての方法及び考え方について ⑤財政基盤・財務状況について ⑥規程整備について	3割程度
事業計画	①施設運営に係る収支予算計画について ②運営方針について ③施設長予定者及びその運用方法について ④職員配置計画について ⑤職員研修・人材育成に関する考えについて ⑥保育課程（教育・保育に関する全体的な計画について）等について ⑦給食について ⑧通常時及び非常時の安全管理について ⑨こどもの虐待防止の取組について ⑩苦情処理の取組について	5割程度
整備計画	①施設整備に係る資金計画について ②認可基準に関わる設備について ③認可基準外の設備等について ④屋外遊戯場について	2割程度
合計		100点

※内容は変更する可能性があります。

#### 13. 応募費用について

応募にかかる一切の費用については、応募事業者の負担とします。

#### 14. 設置・運営予定者の選定結果について

選定結果は、応募法人に通知するとともに、大阪市ホームページ上で選定された法人の法人名、設置予定場所、委員講評の内容等について公表します。

なお、選定されなかった法人に対しては、面談により、委員講評の内容についてお伝えすることができます。



## 15. 設置・運営予定者選定までのスケジュール（第1次募集）

内 容	日 程
募集開始	2019年1月15日（火）
応募相談期間	応募受付期間最終日まで
事前登録受付期間	2019年1月15日（火） ～ 2019年3月 8日（金）
応募書類受付期間	2019年1月15日（火） ～ 2019年3月15日（金）
審査会開催期間	2019年4月上旬～4月下旬（予定）
審査結果の公表	2019年5月中旬（予定）
選定事業者説明会	2019年5月下旬（予定）

## 16. その他

- ア 建築基準法等の関係法令、通知などを遵守し、多様化する保育ニーズへの柔軟かつ迅速な対応が可能な施設を整備し、大阪市の選定を受けた事業者自らが運営すること。
- イ 事業所の整備にあたり、近隣への日照・騒音等の環境面に配慮することとし、事業者自身の責任において誠意をもって対応すること。

送信先 FAX 06-6202-6963  
大阪市こども青少年局 保育施策部 保育企画課 あて

**質問票** 大阪市保育施設等設置・運営事業者（入所枠6人以上等）募集

送信年月日	平成	年	月	日
事業者名				
担当者名				
連絡先	電話			
	FAX			
質 問 内 容				

★質問にあたっての注意事項

個別案件の内容については別途、応募相談をお申込みください。

質問に対する回答につきまして、原則、個別には行いません。同種の質問と合わせて、大阪市ホームページ上でお答えします。

質問の受付については、平成31年3月1日（金）までとします。



平成31年1月 発行

大阪市こども青少年局保育施策部保育企画課 作成

〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20

TEL 06-6208-8041・8109

FAX 06-6202-6963